

「下水道展' 21 大阪」展示物設営等業務仕様書

1 業務概要

札幌市（委託者）が「下水道展' 21 大阪」に出展することに伴い、出展準備、ブースの設営、運営補助等を行う。

2 履行期間

契約締結日から令和3年9月10日（金）まで

3 「下水道展' 21 大阪」について

(1) 会場

インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1丁目5-102）

(2) 会期

令和3年8月17日（火）～20日（金） 4日間
10:00～17:00（初日開館10:30 最終日閉館16:00）

(3) 主催

公益社団法人 日本下水道協会

4 業務内容

(1) 委託者との打ち合わせ

本市担当者と協議のうえ、5回程度実施する。

(2) 出展準備

ア 展示物等の搬送の調整

委託者が指定する日時（8月10日前後を想定）に、下記5(1)・(2)に示す展示物を下水道河川局庁舎（豊平区豊平6条3丁目2-1）又は札幌市下水道科学館（北区麻生町8丁目）において適切に梱包し、受託者が手配した配送業者により安全かつ確実に上記3(1)の会場まで搬送させること。なお、配送業者が展示物等を庁舎等から搬出する際は必ず受託者が立ち会うこととし、展示物等が会場に到着するまでの間、受託者はその搬送状況を把握すること。

イ ブースの設営

(ア) 場所

インテックス大阪

（具体的なブースの設置場所、会場配置図は上記(1)の打ち合わせの際に資料提供する。）

(イ) 作業可能日時

8月15日（日）・16日（月） 9:00～18:00

(ウ) 作業内容

上記アにより搬送された展示物等及び下記5(3)・(4)に示す物品・消耗品を会場内へ搬入し、会場配置図に基づいて、ブースの設営、物品・機材の設置、パネル・ポスターの掲示を行う。また、併せて、下記5(5)に示すLEDアームスポット等の位置調整等を行う。（ブースレイアウト案は別紙のとおり）

なお、8月16日（月）の搬入出車両の乗入れが15時までの予定であることに留意し、18時までには必ず作業を終わらせ、ブースを完成させること。

(3) 運営補助

「下水道展’21 大阪」の開催期間中、会場内のブースに常時1名以上の人員を配置し、入場者の誘導・案内、ブース内の備品管理（盗難、破損の防止）等、委託者が行うブース運営を補助する。なお、運営補助に従事する者が休憩等により一定時間ブースを離れるときは、交代要員を確保するなど、必ず1名は運営補助に従事させること。

なお、各日の配置時間は以下のとおりとする。

- 1 日目：8月17日（火） 10：00～17：00
- 2 日目：8月18日（水） 9：30～17：00
- 3 日目：8月19日（木） 9：30～17：00
- 4 日目：8月20日（金） 9：30～16：00

(4) 閉会後の片づけ

ア ブースの撤去

閉会后（8月20日（金）16時以降）、ブース内に設置した展示物、物品・機材、ポスター・パネル等を所定の位置から撤去し、必要に応じて梱包作業を行う。また、併せて、下記5(5)に示す借受備品に破損等がないことを確認し、主催者に返還する。このとき、借受備品に破損等を発見した場合は委託者に報告すること。

イ 展示物等の搬出及び搬送の調整

展示物等のほか、受注者が調達した物品も含め、会場に持ち込んだ全ての物を22時までに会場内から搬出する。なお、受託者は搬出入車両の乗入れが17時以降の予定であることに留意して配送業者を手配し、委託者が指定する日時までに下水道河川局庁舎又は札幌市下水道科学館まで展示物等を搬送させること。

ウ 展示物の原状復帰

札幌市下水道科学館に展示物を搬入するときは受託者が立ち会い、展示物を元の場所に原状復帰すること。

(5) 報告書作成及び提出

ブースの設営及び撤去時の写真等を取りまとめた報告書（A4版、2部）を作成し、当該報告書一式を格納した電子データ（CD-R又はDVD-R、1部）とともに提出する。（報告書の詳細は委託者の指示による。）

5 ブース設営に係る物品等について

(1) 下水道河川局庁舎に保管している展示物等

- ・パネル：11枚（73cm×103cm：10枚、90cm×150cm：1枚）
- ・ポスター：5枚程度（59cm×84cm（A1サイズ））
- ・のぼり旗（スタンド、ポール込み）：2本
- ・配布用パンフレット：段ボール5箱程度（5種類程度、各200部～300部）
- ・配布用ノベルティ：段ボール5箱程度
- ・その他：ダンボール5箱程度（DVD、ぬいぐるみ、備品など）

(2) 札幌市下水道科学館に保管している展示物

- ・融雪管の模型（縦95cm×横155cm×高さ130cm、重量約130kg）：1台

(3) 受託者が調達する物品（当該物品の調達に係る費用は受託者負担とし、調達方法は問わない。）

- ・32インチ液晶テレビ（下記DVDプレーヤー用）：2台
- ・DVDプレーヤー（ケーブル込み、委託者が提供するDVDが再生可能なもの）：2台

- ・テレビスタンド（32インチ液晶テレビ対応、DVDプレーヤー設置可）：2台
 - ・テーブル（縦180cm×横60cm×高さ70cm）：5台
 - ・テーブルクロス：5枚
 - ・パイプ椅子：6脚
 - ・パネル用チェーンフック：11セット
- (4) 受託者が調達する消耗品（当該消耗品の調達に係る費用は受託者負担）
- ・アルコール手指消毒液（1L）：3個
 - ・消毒用ウェットタオル：3個
- (5) 会場にて主催者から借受する備品等（当該備品等の借受に係る費用は委託者負担）
- ・LEDアームスポット：13個（パネル照明用：11個、社名版用：2個）
 - ・2口コンセント：3個
 - ・社名版：2枚
 - ・パラペット：2セット

6 環境配慮について

業務の履行に当たっては、札幌市環境方針の趣旨を踏まえ、環境負荷低減に努めること。

7 その他

- (1) 初回打ち合わせ時に業務工程表を提出すること。
- (2) 展示物等を搬送する配送業者は、ブースの設営作業時まで大阪府又はその近隣の倉庫にて当該展示物等を安全に保管することができる事業者を選定することとし、選定にあたっては事前に委託者の許可を得ること。
- (3) 催事会場において荷物等の搬入・搬出に従事する者には、会社名が記載された名札のほか、委託者が配布する作業員リボンを着用させること。
- (4) 業務履行に必要な工具、梱包材その他の消耗品等については、受託者の負担とする。
- (5) 受託者及び受注者が手配した配送業者が荷物の搬入・搬出等の作業を行う際は、来庁者及び来館者並びに歩行者に細心の注意を払うとともに、建物を損傷させることのないよう必要に応じてエレベーター等の養生を徹底すること。
- (6) 受託者の過失、不注意等により生じた事故、トラブル、故障、汚損・破損等は、受託者が一切の責任をもって処理及び補償すること。また、受託者が手配した配送業者が委託者に損害を与えた場合は、受託者の責により対応すること。
- (7) 業務履行に伴って発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に処理をすること。
- (8) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。